

## 浜松市営住宅への単身入居に伴う取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、公営住宅法（昭和26年6月4日法律第193号）及び浜松市営住宅条例（平成9年浜松市条例第73号）に基づく市営住宅への単身入居に伴う入居資格及び対象団地並びに戸数等に関する事項を定め単身入居の円滑な運営と管理を図ることを目的とする。

### (入居者資格)

第2条 現に同居し、又は同居しようとしている親族がない場合においても市営住宅に入居することができる入居者（以下「単身者」という。）は、条例第6条第3項第1号から第8号及び第6条の2第1項に規定する者とする。

2 条例第6条第3項第8号に規定する公営住宅の効率的かつ効果的な管理を行うため、特に入居を促進する必要があると市長が認める公営住宅は、次の各号のいずれかに該当する公営住宅とする。

(1) 応募倍率、建設年度等から判断し、空住戸の減少を図る必要がある公営住宅

(2) 高齢者世帯などが多数を占め、維持管理が困難である公営住宅

### (入居許可の申請)

第3条 単身者が入居許可の申請をするときは、規則第2条第1項に規定する申請書に、単身入居者の自活状況申出書（第1号様式）を添付しなければならない。この場合において市長は、必要があると認めるときは、医師の診断書等の提出を求めることができる。

また、入居許可申請者が知的、精神障害者の場合は、別に定める地域定着支援事業の取り扱いによる。

### (入居資格の証明及び認定)

第4条 第2条の入居者資格を有する者であることの証明及び認定は、次により行うものとする。

(1) 第2条の入居者資格を有する者であることの証明は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ右欄各項に定める証明書等によるものとする。

区 分	証 明 書 等
(1) 条例第6条第3項第1号に該当	(1) の者であることの福祉事務所長の証明又は身体障害者手帳
(2) 条例第6条第3項第2号に該当	(2) の者であることの静岡県援護事務所主管（部）課長の証明又は戦傷病者手帳
(3) 条例第6条第1項第3号ア(ウ)に該当	(3) の者であることの医療特別手当証書又は特別手当証書

(4) 条例第 6 条第 1 項 第 3 号ア(エ)に該当	(4) の者であることの静岡県援護事務所所管(部)課長の証明
(5) 条例第 6 条第 1 項 第 3 号ア(オ)に該当	(5) ハンセン病療養所長若しくは国公立医療機関の長の証明
(6) 条例第 6 条第 3 項 第 4 号に該当	(6) 住民票
(7) 条例第 6 条第 3 項 第 5 号に該当	(7) の者であることの福祉事務所長の証明又は本人確認証
(8) 条例第 6 条第 3 項 第 6 号に該当	(8) の者であることの婦人相談所長の証明又は裁判所の保護命令決定書

この表の区分にかかわらず、市長が適当と認める証明書にあっては、その事実の証明とみなす。

- (2) 入居申請者が身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者であるか否かの判定は、住宅課及び福祉所管課等の担当者が立会の上判断し、判定がたい時は、住宅課長が(4)の意見書に基づいて行うほか、必要に応じて浜松市営住宅管理運営委員会の意見を聴いて判定するものとする。
- (3) 住宅課長は、(2)の判定に際して必要に応じて福祉事務所長に対し、当該入居申込者が特別養護老人ホーム、身体障害者療養施設、救護施設等の収容対象者に該当する者であるか否かにつき意見を求めることができる。
- (4) 福祉事務所長は、(3)により意見の求めがあった場合には、住宅課長に対して当該意見を書面により遅滞なく通知するものとする。
- (5) 住宅課長は、同居親族がありながら、これと別居して単身で市営住宅に入居しようとする者については、別居の必要性の有無等を認定するものとする。

#### (入居の手続)

第 5 条 入居の許可を受けた者は、条例第 10 条第 1 項に規定する入居の手続の際に、誓約書(第 2 号様式)及び身元引受人選任届(第 3 号様式)を提出しなければならない。この場合において当該身元引受人は、条例第 10 条第 1 項第 1 号に規定する連帯保証人を兼ねることができる。

2 第 2 条第 2 項の各号の規定により入居する場合においては、入居者及び連帯保証人に対し、面談により共同生活のルール、マナー等を説明するものとする。

#### (身元引受人)

第 6 条 前条に規定する身元引受人は、入居者の心身の自立が不可能になったときはその身柄を引き受けるものとする。

2 入居者は、身元引受人の死亡その他の理由により身元引受人を変更しようとするときは、

身元引受人選任届を提出しなければならない。

- 3 入居者は、身元引受人が住所その他届出事項を変更したときは、身元引受人届出事項変更届（第4号様式）を提出しなければならない。

（入居後の管理運営）

第7条 住宅課は、関係福祉主管課等と緊密な連帯を保ち、単身者や身体障害者等の居住の安定を図るものとする。福祉主管課等は、本制度の円滑な実施を図るため、諸制度を活用して必要な人材の派遣等や支援等を行なうものとする。

- 2 福祉主管課は、市営住宅に入居している者が福祉施設に収容すべき者となった場合には、すみやかに当該施設に収容するものとする。

（対象団地及び戸数）

第8条 第2条第1項に規定する入居者の入居を認める対象団地及び戸数は、別表1とする。ただし、条例第6条の2第1項による場合または入居後の世帯員の異動により単身となった場合はこの限りではない。

- 2 特定公共賃貸住宅において、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第7条第5項に該当する単身者の入居を認める対象団地及び戸数は、別表2とする。

- 3 第2条第2項に規定する公営住宅の団地及び戸数は、別表3とする。

（その他）

第9条 この要領に定めない事項については、公営住宅法及び浜松市営住宅条例に基づき運営するものとする。

- 2 前条第1項の入居後の世帯員の異動により単身となった場合は、入居者に単身入居可能な住戸への住み替えを斡旋すること。

附 則

この要領は、昭和56年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和60年9月14日から施行する。

附 則

この要領は、昭和63年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年10月20日から施行し、平成12年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年12月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年11月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年2月1日から施行する。ただし、改正後の第2条第1項第1号の規定は、同年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年2月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年1月1日から施行する。

別表1（第8条関係）

団地名	所在地	戸数	備考
蜷塚団地	中区蜷塚一丁目 15番2号	16	
和合（C1）団地	中区和合町 220番地の84	50	
高丘団地	中区高丘北二丁目 34番19号	84	C1、 C2（101～104は除く）
葵西四丁目団地	中区葵西四丁目 6番1号	48	C1、C2 ただし1階部分を除く
葵西二丁目団地	中区葵西二丁目 20番1号	17	C4（102、103は除く）
花川団地	中区花川町 925番地	50	
萩丘団地	中区萩丘二丁目 12番101号	8	丘棟 101、201、301、401 106、206、306、406
富吉団地	中区富吉町 4番101号	113	
笠井新田団地	東区笠井新田町 572番地	6	2号棟 105、106、205、 206、305、306
湖東団地	西区湖東町 1169番地の197	86	C1（401、501は除く）、 C8、C9
瞳ヶ丘団地	西区古人見町 1538番地の3	120	
第3吹上団地	西区舞阪町舞阪 808番地	42	
今切団地	西区舞阪町舞阪 4602番地	66	
田端団地	西区雄踏町宇布見 6231番地の1	88	
領家団地	西区雄踏町宇布見 4874番地の5	24	
山崎団地	西区雄踏町山崎 3732番地の3	30	

第 2 浜 表 団 地	西区舞阪町 2668 番地の 238	1 1 4	
中 田 島 団 地	南区中田島町 1372 番地	9 9 6	みなし特公賃を除く
遠 州 浜 団 地	南区遠州浜一丁目 1 番 1 号	6 6 0	T D 以外
小 沢 渡 団 地	南区小沢渡町 1363 番地	3 4	
飯 田 団 地	南区飯田町 149 番地	3 2	
豊 岡 団 地	北区豊岡町 22 番地の 15	1 4 0	
湖 東 北 団 地	北区細江町中川 7172 番地の 175	2 4	
小 野 団 地	北区細江町小野 300 番地の 8	2 4	
刑 部 団 地	北区細江町中川 6767 番地の 7	8	101、107、201、207、301、307、401、407
金 指 団 地	北区引佐町金指 1000 番地の 2	4 0	
渋 川 団 地	北区引佐町渋川 2342 番地	4	
坂 田 団 地	北区引佐町井伊谷 3105 番地の 1	2 4	
摩 訶 耶 2 団 地	北区三ヶ日町摩訶耶 418 番地の 1	3 4	
大 苗 代 団 地	北区三ヶ日町三ヶ日 1 6 6 番地の 1	2 9	1 号棟 104 ~ 106、 204 ~ 206、304 ~ 306、 404 ~ 406、504 ~ 506 2 号棟 102、103、 202、203 3 号棟 103、104、 203、204、303、304、 403、404、503、504
井 伊 谷 団 地	北区引佐町神宮寺町 1 番 10 号	1 6	1 号棟・2 号棟 104 ~ 107、204 ~ 207

高畑団地	浜北区高畑 41 番地	3 6	
新堀団地	浜北区新堀 250 番地	1 0	
下小林団地	浜北区小林 224 番地	6 0	A・C・E棟
於呂団地	浜北区於呂 823 番地 の 20	8	
根堅団地	浜北区根堅 1730 番地 の 5	2 4	
宮口団地	浜北区宮口 25 番地 の 2	5 2	
法師軒団地	浜北区平口 930 番地	8 0	
大谷団地	天竜区大谷 100 番地	1 9 5	
天神団地	天竜区二俣町阿蔵 485 番地の 1	7 6	
田組西団地	天竜区二俣町二俣 267 番地の 1	3 6	
渡ヶ島団地	天竜区渡ヶ島 20 番地 の 2	3 5	
若身団地	天竜区春野町堀之内 993 番地の 13	1 0	
気田団地	天竜区春野町気田 377 番地の 2	1 0	
熊切団地	天竜区春野町石打松 下 197 番地の 1	4	
浦川団地	天竜区佐久間町浦川 2736 番地の 1 の 2	9	
山香団地	天竜区佐久間町大井 2448 番地の 2	4	
芋堀団地	天竜区佐久間町奥領 家 1546 番地	4	

水窪団地	天竜区水窪町奥領家 2485番地の1	9	
大原団地	天竜区水窪町奥領家 3426番地の11	4	
つつじヶ丘団地	天竜区水窪町奥領家 3748番地の2	16	
戸倉団地	天竜区龍山町戸倉 175番地	6	
計	52団地	3,715	

別表2（第8条関係）

団地名	所在地	戸数	備考
伊平団地	北区引佐町伊平 414 番地	12	
平木団地	天竜区春野町宮川 289番地の1	10	1DK 202、203、204、205、301、 302、303、304、305、306
イーステージ浜松団地	中区中央一丁目2番 2号	6	2LDK 404、205、305、505、 2DK 306、506
計	3団地	28	

別表3（第8条関係）

団地名	所在地	戸数	備考
中田島団地	南区中田島町 1372 番地	792	1階部分を除く
遠州浜団地	南区遠州浜一丁目 1 番1号	210	D1～3、C1～10（1 階部分を除く）
田組西団地	天竜区二俣町二俣 782番地	26	1階部分を除く
大谷団地	天竜区大谷 100番地	155	桧、樺、桜、松棟（1階 部分を除く）、杉棟
計	4団地	1,183	



第1号様式（第3条関係）

単身入居者の自活状況申立書

1 現在の生活状況

(1) あなたの身体状況について

障害の有無	ある	ない
障害名及び等級等	障害名	等級 級
補装具の使用	している	していない
買い物等外出する用事は	一人でしている	( )に頼んでいる
身の回りのことについて	一人でしている	( )に頼んでいる
介護保険の認定を	受けている	受けていない
介護保険の内容は	要支援	要介護(1・2・3・4・5)

2 市営住宅に入居した場合の生活状況

(1) 日常生活状況について

区 分	で き る	で き な い
炊事は自分でできますか		
買い物は自分でできますか		
食事は自分でできますか		
排便は普通の便所でできますか		
入浴は自分でできますか		
掃除,洗濯は自分でできますか		
住居の出入りは自分でできますか		

(2) 上記の「できない」項目について、それをどのように補うつもりですか。

(3) 緊急連絡先(親族)

住所

氏名

( 続柄 )

電話

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

住所

氏名

印

面接等の結果

年 月 日

浜松市長

住所  
入居者  
氏名

### 誓 約 書

このたび市営住宅へ入居にあたり、私 〇〇〇〇〇〇 は、下記の事項を厳守することを誓約いたします。

- 1 入居後の日常生活は、常時の介護を受けずに自立して行います。万一、自立生活が不可能になった場合は、市の指導に従います。
- 2 入居後、入居資格要件を満たさなくなったときは、市の指示に従いすみやかに当該住宅を明け渡します。
- 3 緊急時に安否確認のために市営住宅管理職員及び警察並びに消防職員等関係者の住宅への立入りを認めます。  
また、緊急時に住宅内に立ち入るに際し、住宅等の一部に破損が生じた場合には、入居者において修復いたします。
- 4 市営住宅内において、周辺の環境を乱し、または他に迷惑を及ぼす行為をいたしません。

年 月 日

浜松市長

入居者

住所

氏名

**身元引受人選任届**

次のとおり身元引受人を選任しましたので、届け出ます。

記

身元引受人

住 所	〒
氏 名 生年月日	年 月 日生
入居者との関係	

上記の入居者の身元引受人となることを承諾します。

住所

氏名

電話

職業

なお、次の場合は責任をもって身柄を引き受けます。

- 1 本人が死亡した場合。
- 2 本人が、疾病または身体能力の低下等により自立して生活することが困難であると市長が認めた場合。

備考 身元引受人の印鑑登録証明書を添付してください。

（ただし、連帯保証人を兼ねている場合は、必要ありません。）

年 月 日

浜松市長

入居者

住所

氏名

電話

身元引受人届出事項変更届

次のとおり異動が生じたので、届け出ます。

記

異動の区分		住所変更	氏名の変更	職業・勤務先の変更
異動年月日				
変更	住所			
	氏名			
	職業・勤務先			
	入居者との関係			
備考				

- 備考 1 氏名の変更の場合には、変更前の氏名を備考欄に記入してください。
- 2 住所又は氏名の変更の場合には、住民票の写し等これを証明する書類を添付してください。